



割賦販売法とは

割賦販売法は、2か月を超える支払い条件のクレジット取引などを規制している法律です。不適切な勧誘があったり、支払い能力を超えている場合の個別クレジットの禁止などを定めています。

個別クレジット取引の場合は、クーリング・オフや契約の取り消しができます。

こんな場合もあきらめないで!

個別クレジットの支払いがすでに始まってしまった...



- 契約の解除や取り消しによって、すでに支払ってしまったクレジット代金の返還を請求できます。
- 訪問販売において過量販売 (P3) による個別クレジット契約は契約後1年間解除できます。
- 訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法などの虚偽説明による個別クレジット契約は、説明がウソとわかったときから6か月間は取り消しできます。

気をつけよう! 安易な「分割払い」の利用は危険です

クレジット会社に信用信息機関の利用が義務づけられ、消費者の支払い能力を超える過剰な与信は禁止されました。これは、返済のために生活費がなくなってしまう...などの事態が起きないように規制されているのです。

このように法律による規制で消費者は守られていますが、安易に分割払いを利用することは多重債務の危険性をはらんでいることを理解しておきましょう。



消費者契約法とは

消費者契約法は、私たち消費者と事業者の間で結んだ契約について、消費者を保護する規定を設けている法律です。

①ウソの説明をした②不利な事実を隠した③不確かな将来の見込みを確実であるかのように説明した④断っているのに帰ってくれない・帰らせてくれない—など不当な勧誘を受けて結んだ契約の取り消しなどを定めています。

こんな場合もあきらめないで!

契約するときに、事実と異なる説明をされた!!

- 事実と異なる説明をしたり、不利益になることを隠したりして消費者を誤解させて契約させた場合は、契約を取り消すことができます。
- ただし、説明がウソと知ってから6か月、最長でも契約してから5年を過ぎている場合は取り消しできないので、注意しましょう。

覚えておこう!

クーリング・オフで契約を解除するには...

- 1 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内 (P2の表参照) に、はがきなどの書面で通知を発信します。簡易書留など記録の残る方法で郵送します。
- 2 「契約を解除する」旨を記入し、既払い金の返金、商品の引き取りなどを求めます。
- 3 はがきの場合は、裏と表のコピーを取っておきます。
- 4 クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも同時に「契約を解除する」旨を通知します。
- 5 はがきのコピーと郵便局の受領書は5年間保管します。



事業者への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社 ○○○株式会社
 担当者 ○○○
 上記契約は解除します。支払い済みの○○○円を返金し、商品はお引き取りください。(通知を出した年月日) (自分の住所・氏名)

(事業者住所) (事業者名) 代表者様

信販会社への通知例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○円
 販売会社 ○○○株式会社
 担当者 ○○○
 上記契約は解除します。

(通知を出した年月日) (自分の住所・氏名)

(クレジット会社住所) (クレジット会社名) 代表者様